

短期人間ドックなどの

補助のお知らせ

薩摩川内市国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方の健康増進および健康維持のため短期人間ドックなどの補助を行っていますので、ご利用ください。

また、検査結果によっては、保健師による保健指導をさせていただきます。

■対象者

薩摩川内市国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者

ただし、前年度までの国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を完納されている方

■利用券申請に必要なもの

① 国民健康保険被保険者証
または後期高齢者医療被保険者証

② 印鑑(スタンプ印は除く)

③ 契約医療機関からの通知書など

■補助対象ドックの種類

- ・ 一日ドック
- ・ 一泊二日ドック
- ・ 女性ドック
- ・ 脳ドック(40歳以上)
- ・ がんドック(PET検査)
- ・ 歯科ドック(国民健康保険のみ)

*今年度から新たに「がんドック」を追加しました。

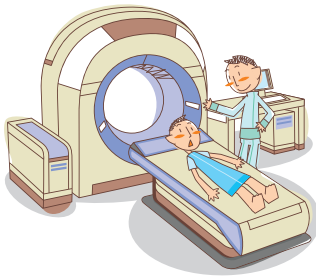
ただし、補助人数に制限があります。(国保 30人、後期高齢 20人)

*2年連続での補助はできません。

■利用回数

年度内1回の利用となります。

*複数のドックを受けることはできません。



予約から検査までの手順

① 下記表の医療機関に電話などで受診希望ドックの予約をします。



② 本庁保険年金課および各支所市民生活課で利用券の申請をします。



③ 利用当日、医療機関に利用券を提出します。

* 「がんドック」受診希望の場合のみ、①医療機関への予約前に保険年金課へ連絡してください。

種類	医療機関	電話番号	検査料	補助金	自己負担金
一日ドック	川内市医師会立市民病院	(22)1111	36,750円	25,000円	11,750円
	済生会川内病院	(23)5221			
	薩摩郡医師会病院	(53)0326			
	JA鹿児島県厚生連健康管理センター	099(256)1133	44,680円		19,680円
	鹿児島県民総合保健センター	099(220)2332	37,642円		12,642円
	里診療所	(3)2023	32,000円		7,000円
	下甕手打診療所	(7)0031	40,000円		15,000円
	おやまクリニック	(22)1101	30,000円		5,000円
	丸田病院	(32)2263	32,900円		7,900円
一泊二日ドック	済生会川内病院	(23)5221	63,000円	40,000円	23,000円
	鹿児島県民総合保健センター	099(220)2332	47,900円		
	花牟禮病院	(32)3281	47,250円		
女性ドック	済生会川内病院	(23)5221	51,834円	30,000円	17,250円
	JA鹿児島県厚生連健康管理センター	099(256)1133	47,342円		
	鹿児島県民総合保健センター	099(220)2332	40,360円		
	花牟禮病院	(32)3281	40,360円		
脳ドック	川内市医師会立市民病院	(22)1111	36,750円	28,000円	8,750円
	いちち串木野市医師会立脳神経外科センター	(32)9999			
がんドック	厚地記念クリニック	099(226)8871	PETドック 100,000円	50,000円	50,000円
			PET/CTドック 120,000円		70,000円
	南風病院	099(226)5012	115,000円		65,000円

温泉保養のご案内

薩摩川内市国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方について、温泉保養利用助成制度があります。詳細については、本庁保険年金課および各支所市民生活課にお問い合わせください。

【問合せ】=本庁保険年金課 ☎(23)5111(内線2831)

介護保険料の引き上げにご理解をお願いします

本年度から介護保険料が引き上げられます。

引き上げの要因としては

- ① 要介護認定者数の増加、サービス利用量の増加、基金保有額の減少
- ② 介護保険財源に占める65歳以上の保険料割合が20%から21%になったこと
- ③ 施設数の増加
- ④ 介護報酬のプラス改定などがあげられます。

この引き上げの実施は、保険料を年金から天引きされている方については、本年8月年金引去り分から、納付書や口座振替で納めている方については、本年7月納付分からです。

保険料の改正(引き上げ)については、下表のとおりですので、市民の皆さまのご理解をよろしく願います。



区分	第3期 (H18～H20)	第4期見込み (H21～H23)	第5期計画 (H24～H26)
被保険者数	26,867人	27,390人	27,839人
要介護認定者数	5,806人	6,071人	6,698人
介護給付費	23,173,359千円	26,955,199千円	30,200,393千円
介護給付費 基金保有額	133,551千円	560,729千円	201,975千円

改正前 (平成21年～平成23年)

所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	27,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	27,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方	40,500円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	49,140円
	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で上記以外の方	54,000円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	62,640円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	67,500円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上600万円未満の方	81,000円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上の方	94,500円

改正後 (平成24年～平成26年)

所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	34,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	34,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	43,500円
	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	52,200円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	63,330円
	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で上記以外の方	69,600円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	80,730円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	87,000円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	104,400円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	121,800円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上の方	139,200円

【問合先】＝本庁高齢・介護福祉課 ☎(23)5111(内線2622)